福岡県飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店の取組事例募集要項

１　目的

　　この要項は、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成２４年福岡県条例第１号）第１７条第２項に規定する飲酒運転撲滅宣言企業又は同条例第２１条第２項に規定する飲酒運転撲滅宣言の店の優れた取組を募集し、広く県民に紹介することを目的とする。

２　応募資格

　　応募資格は、飲酒運転撲滅宣言企業又は飲酒運転撲滅宣言の店であって、以下に掲げる項目について優れた取組を実施している者とする。

　（１）飲酒運転撲滅宣言企業

　　　ア　飲酒運転撲滅推進計画の策定

　　　イ　飲酒運転撲滅のための管理体制の整備

　　　ウ　従業員等への広報啓発活動

　　　エ　従業員等が業務上飲酒運転を防止するための取組

　　　オ　従業員等への社内研修等の実施

　　　カ　その他飲酒運転撲滅に資する効果的な取組

　（２）飲酒運転撲滅宣言の店

　　　ア　来店者への広報啓発活動

　　　イ　来店者の飲酒運転を防止するための取組

　　　ウ　ハンドルキーパー運動の推進

　　　エ　運転代行業者、駐車場所有者等と連携した取組

　　　オ　その他飲酒運転撲滅に資する効果的な取組

３　応募方法

　（１）公募により行うこととし、自薦、他薦を問わないものとする。

　（２）応募は、以下の方法により行うものとする。

　　　ア　応募用紙（飲酒運転撲滅宣言企業にあっては様式第１号、飲酒運転撲滅宣言の店にあっては様式第２号）を知事に提出する

　　　イ　必要に応じ、参考となる資料、写真等を添付する

　（３）提出方法は、郵送、電子メール、ＦＡＸ又は持参によるものとする。

４　取組事例の公表及び表彰

　　応募された取組事例のうち、他の参考となる取組については県ホームページ等で公表することとし、特に優れたものについては、別に定めるところにより表彰するものとする。

５　留意事項

　　・提出された応募様式等は、返却しないものとする。

　　・応募にあたり要する経費は、応募者の負担とする。

　　・応募に伴う個人情報については、福岡県個人情報保護条例に従い適正に管理し、本募集に関する目的以外には使用しないこととする。

６　事務

　　本要項の実施に係る事務は、人づくり・県民生活部生活安全課において行う。

附　則

　この要項は、平成２５年８月１日から施行する。

　　　附　則（平成２８年４月１日規程）

　この要項は、平成２８年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成２９年６月１日規程）

　この要項は、平成２９年６月１日から施行する。